

第18条（禁止事項）

1.乙は、以下の行為を行ってはならない。

- (1)法令の定めに違反する行為またはそのおそれのある行為
- (2)公序良俗に反する行為
- (3)日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
- (4)消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (5)甲、他の出店者または第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
- (6)第6条第3項の出店許可の前に出店ページを第三者に公開する行為（出店ページの宣伝広告およびそのURLの告知を含む）または出店ページを利用した販売等を行う行為
- (7)モール外の店舗の宣伝、外部WEBサイトへのハイパーリンク、電話・FAX・電子メールなどを利用したサイト外取引についての優遇措置の表示、その他の方法により顧客をモール外の取引に誘引する為
- (8)モールの利用を通じて取得した電子メールアドレスに対し、R-Mailおよび、カスタマーマーケティング広告以外の方法により広告・宣伝を内容とする電子メールを配信する行為
- (9)本契約終了後に、モールの出店ページ運営に関連し取得したメールアドレスその他の顧客情報を利用する行為（広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限られない）
- (10)甲と同種または類似の業務を行う行為
- (11)甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
- (12)モールに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (13)有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為
- (14)サーバその他甲のコンピュータに不正にアクセスする行為
- (15)甲が別途禁止行為として定める行為

2.乙は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等、甲別途販売禁止として乙に通知した商品等またはモールのイメージに合致しないと甲が判断した商品等販売をすることができない。

3.乙が第1項に定める禁止行為を行った場合には、甲は、別途定めるガイドラインの規定等に従い、禁止行為の内容等に応じた違約金請求を行うことができ、乙は、違約金の支払いに直ちに応じなければならない。